

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条例名	神奈川県建築基準条例				
条例番号	昭和35年神奈川県条例第28号	法規集	第12編第6章		
所管室課	県土整備局建築住宅部建築指導課				
条例の概要	建築基準法に基づき、建築物等の制限その他建築基準法の施行について必要な事項を定めている。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、建築基準法の委任により、建築物の敷地、構造等に係る安全上、防火上及び衛生上必要な制限を付加するものであることから、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例は、建築物の安全確保等を図るために有効であるが、本条例が適用される建築物やその敷地について、用途や規模の実情に照らし、改正等について検討する必要がある。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例では、建築物の敷地、構造等に関する安全上、防火上又は衛生上必要な制限を規定しているが、その内容は目的を達成するために効率的なものとする必要がある。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、「新かながわグランドデザイン基本構想」の政策分野別の基本方向「快適で安全・安心な住まい・まちづくり」の内容に即したものであり、建築物等の制限その他建築基準法の施行について必要な事項を定めることは、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、建築基準法の規定に基づき必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない。			
その他					
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理由等 本条例が適用される建築物やその敷地について、用途や規模の実情に照らし、改正等について検討する必要があるため。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
見直し結果	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
見直し結果	5 廃止を検討する。				